



2022年5月13日

各 位

会 社 名 日本電子株式会社
代表者名 代表取締役社長兼COO 大井 泉
(コード番号 6951 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 経営戦略室長 塩田 将司
TEL (042)543-1111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月28日開催予定の当社第75回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、当社定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条（電子提供措置等）第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、当社定款第19条（取締役の任期）について、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。ただし、2021年6月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものといたします。そのため、これを明確にする附則を設けるものであります。
- (4) 業務執行と監督の分離を進めることを目的として、取締役社長、取締役会長および取締役副会長という職位を廃止し、会長執行役員および社長執行役員という新たな役職を設けるため、当社定款第20条（代表取締役および役付取締役）について所要の変更を行うものであります。
- (5) 取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、当社定款第23条（取締役会の招集者および議長）について、取締役会の招集者および議長を最高経営責任者（CEO）から取締役会があらかじめ定めた取締役とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電子ビーム、イオンビーム、X線、光線等応用装置の製造販売</p> <p>(2) 半導体製造装置および検査装置の製造販売</p> <p>(3) 分析機器および精密理科学機器の製造販売</p> <p>(4) 高周波および真空応用装置の製造販売</p> <p>(5) 電子計算機その他の情報機器の製造販売</p> <p>(6) 医用機器の製造販売ならびにこれに付帯する一般医薬品、工業薬品および試薬の販売</p> <p>(7) 教育用機器の製造販売</p> <p>(8) 一般電気機械器具の製造販売</p> <p>(9) 前各号に関連する試料処理、測定業務、教育、講習ならびにコンサルテーション</p> <p>(10) 前各号に関連する物品の輸出および輸入</p> <p>(11) 前(1)号から(8)号までに関連する各製品の中古品および部品の販売</p> <p>(12) 不動産ならびに前(1)号から(8)号までに関連する製造および販売設備の賃貸</p> <p>(13) 建築、管工事、電気設備および室内装飾の設計、施工、管理</p> <p>(14) 施工装備等の販売および関連工事</p> <p>(15) 労働者派遣事業</p> <p>(16) 前各号に関連する事業への投資</p> <p>(17) 前各号に付帯する一切の事業</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 分析機器および精密理科学機器の製造販売ならびにこれに付帯する工業薬品および試薬の製造販売</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 医用機器の製造販売および修理ならびにこれに付帯する一般医薬品、工業薬品および試薬の製造販売</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>(12) (現行どおり)</p> <p>(13) 建築、管工事、電気設備、室内装飾およびとび・土工工事の設計、施工、管理</p> <p>(14) (現行どおり)</p> <p>(15) (現行どおり)</p> <p>(16) (現行どおり)</p> <p>(17) (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第 19 条 取締役の任期は、その選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 <u>3. 取締役会は、その決議によって、取締役中より取締役社長 1 名、取締役会長 1 名、取締役副会長若干名を選定することができる。</u> <u>4. 取締役会は、その決議によって、最高経営責任者 (CEO) 1 名、最高執行責任者 (COO) 1 名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>最高経営責任者 (CEO)</u> が招集し、議長となる。<u>最高経営責任者 (CEO)</u> に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役の任期) 第 19 条 取締役の任期は、その選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</p> <p>(代表取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 (削 除) 3. 取締役会は、その決議によって、最高経営責任者 (CEO) 1 名、最高執行責任者 (COO) 1 名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会があらかじめ定めた取締役</u>が招集し、議長となる。 2. <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>1. <u>改正前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月 28 日までに開催する株主総会については、改正前定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>前二項および本項は、2023 年 2 月 28 日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>4. <u>定款第 19 条の規定にかかわらず、2021 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023 年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本項は当該期日経過後これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日	2022 年 6 月 28 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	2022 年 6 月 28 日 (予定)

以上